○　業務補助等に関する規則（昭和二十五年公認会計士管理委員会規則第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　業務補助は、一年につき二以上の法人（その法人が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により監査証明を受けなければならない者又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社（最終事業年度に係る貸借対照表（同法第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、同法第四百三十五条第一項の貸借対照表をいう。）に資本金として計上した額が一億円を超える株式会社に限る。）である場合にあつては、一以上の法人）の財務書類の監査又は証明に係る業務を対象として行わなければならない。 ２　［略］	第二条　業務補助は、一年につき二以上の法人（その法人が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の二第一項若しくは第二項の規定により監査証明を受けなければならない者又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社（最終事業年度に係る貸借対照表（同法第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、同法第四百三十五条第一項の貸借対照表をいう。）に資本金として計上した額が一億円を超える株式会社に限る。）である場合にあつては、一以上の法人）の財務書類の監査又は証明に係る業務を対象として行わなければならない。 ２　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第十九条の二　法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。 ［一～四　略］ 五　銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 ［イ～リ　略］ ヌ　銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第二十六条の三の規定に基づき公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 ル　［略］	（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第十九条の二　［同上］ ［一～四　同上］ 五　［同上］ ［イ～リ　同上］ ヌ　銀行が中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書及び中間株主資本等変動計算書又は株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 ル　［同上］

［六・七　略］

［2～5　略］

第十九条の三　法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号へ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

［一・二　略］

三　銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

［イ～へ　略］

ト　銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第二十六条の三の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

チ　［略］

［四～六　略］

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六　法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからへまで、第二号、第四号へ並びに第五号に掲

［六・七　同上］

［2～5　同上］

第十九条の三　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～へ　同上］

ト　銀行が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

チ　［同上］

［四～六　同上］

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六　［同上］

げる事項を除く。）とする。 ［一～三　略］ 四　銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 ［イ～ヘ　略］ ト　銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第二十六条の三の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 チ　［略］ ［五～七　略］ ［2～4　略］	［一～三　同上］ 四　［同上］ ［イ～ヘ　同上］ ト　銀行持株会社が中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 チ　［同上］ ［五～七　同上］ ［2～4　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信託財産状況報告書の記載事項） 第十九条　法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条本文に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第十六号から第十八号まで及び第五項各号に掲げる事項については、受益者が特定投資家等（金融商品取引法第二条第三項第二号ロに規定する特定投資家等をいう。）である場合又は当該事項が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは信託業法施行規則第三十条の二第一項第一号イからホまでに掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。 ［一～十八　略］ ［2～5　略］ （信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合） 第二十条　法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	（信託財産状況報告書の記載事項） 第十九条　法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条本文に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第十六号から第十八号まで及び第五項各号に掲げる事項については、受益者が特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）である場合又は当該事項が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは信託業法施行規則第三十条の二第一項第一号イからホまでに掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。 ［一～十八　同上］ ［2～5　同上］ （信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合） 第二十条　［同上］

［一～九　略］

十　受益証券発行信託の引受けを行つた場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合

イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第二十三条第七項第十号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家等向け有価証券（同法第四条第三項に規定する特定投資家等向け有価証券をいう。以下この号及び第二十三条第七項第十号において同じ。）に該当すること。

ロ　次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴又は⑵に定める要件に該当すること。

⑴　［略］

⑵　当該受益権が特定投資家等向け有価証券に該当する場合　法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

［ハ・ニ　略］

十一　［略］

（信託財産に係る行為準則）

［一～九　同上］

十　［同上］

イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第二十三条第七項第十号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券（同法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第二十三条第七項第十号において同じ。）に該当すること。

ロ　［同上］

⑴　［同上］

⑵　当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合　法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

［ハ・ニ　同上］

十一　［同上］

（信託財産に係る行為準則）

第二十三条　［略］

［2～6　略］

7　法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～九　略］

十　受益証券発行信託の引受けを行った場合であって、次に掲げる全ての要件を満たす場合

イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上場されており、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は特定投資家等向け有価証券に該当すること。

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)　［略］

(2)　当該受益権が特定投資家等向け有価証券に該当する場合　法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

［ハ・ニ　略］

十一　［略］

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第三十一条の四　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三

第二十三条　［同上］

［2～6　同上］

7　［同上］

［一～九　同上］

十　［同上］

イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上場されており、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券に該当すること。

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合　法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。

［ハ・ニ　同上］

十一　［同上］

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第三十一条の四　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三

十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行つた信託業務を営む金融機関のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第三十一条の六の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。	十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行つた信託業務を営む金融機関のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第三十一条の六の二において同じ。）に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（重要提案行為等となるもの） 第十六条　令第十四条の八の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～三　略］ 四　発行者が発行する株券等の発行者以外の者による取得であって、当該取得の後に当該発行者以外の者及び当該発行者以外の者と令第十四条の七第一項各号に掲げる関係にある者（同条第二項に規定する場合に該当することにより当該関係にあることとなる者を含む。）が合わせて当該発行者の総株主等の議決権（法第二十六条の二十七第二項に規定する総株主等の議決権をいう。）の数の百分の五十を超える数の議決権（社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口に係る議決権を含む。）に係る株式又は投資口を所有することとなるもの	（重要提案行為等となるもの） 第十六条　［同上］ ［一～三　同上］ 四　発行者が発行する株券等の発行者以外の者による取得であって、当該取得の後に当該発行者以外の者及び当該発行者以外の者と令第十四条の七第一項各号に掲げる関係にある者（同条第二項に規定する場合に該当することにより当該関係にあることとなる者を含む。）が合わせて当該発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。）の数の百分の五十を超える数の議決権（社債等振替法第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は投資口に係る議決権を含む。）に係る株式又は投資口を所有することとなるもの
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（有償の譲受けに類するもの） 第二条の二　令第六条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　株券等を所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）の株式又は出資の有償の取得であって、当該取得の後における当該取得を行った者（その者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）を含む。）が有する当該法人等の議決権の数が当該法人等の総株主等の議決権（法第二十六条の二十七第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超えることとなる場合における当該取得（専ら当該株券等を取得し、又は当該株券等に係る議決権の行使について当該法人等に対して指図を行うことを目的として行うものに限る。）	（有償の譲受けに類するもの） 第二条の二　［同上］ 一　［同上］ 二　株券等を所有する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）の株式又は出資の有償の取得であって、当該取得の後における当該取得を行った者（その者の特別関係者（法第二十七条の二第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）を含む。）が有する当該法人等の議決権の数が当該法人等の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超えることとなる場合における当該取得（専ら当該株券等を取得し、又は当該株券等に係る議決権の行使について当該法人等に対して指図を行うことを目的として行うものに限る。）

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出者の氏名又は名称】(1)

【届出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】(2)

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(3)　名称

(所在地)

［第１～第５　略］

(記載上の注意)

［(1)～(16)　略］

(17)　買付け等を行った後における株券等所有割合

a　［略］

b　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家等向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家等向け有価証券をいう。(38)において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

［(a)・(b)　略］

［ｃ・ｄ　略］

［(18)～(37)　略］

(38)　対象者の状況

「２　株価の状況」、「５　伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等」及び「６　その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

また、株券等が特定投資家等向け有価証券である場合には、対象者が提供し、又は公表した最近の特定証券情報又は発行者情報によるものとし、当該特定証券情報又は発行者情報の提供又は公表の年月日を明示すること。ただし、特定証券情報又は発行者情報にこれらの情報が含まれておらず、かつ、他の方法によりこれらの情報を把握することができない場合には、その旨を記載することによりこれらの情報を記載しないことができる。

［(39)～(45)　略］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　公開買付届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【届出者の氏名又は名称】(1)

【届出者の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【代理人の氏名又は名称】(2)

【代理人の住所又は所在地】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(3)　名称

(所在地)

［第１～第５　同左］

(記載上の注意)

［(1)～(16)　同左］

(17)　［同左］

a　［同左］

b　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。(38)において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

［(a)・(b)　同左］

［ｃ・ｄ　同左］

［(18)～(37)　同左］

(38)　対象者の状況

「２　株価の状況」、「５　伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等」及び「６　その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

また、株券等が特定投資家向け有価証券である場合には、対象者が提供し、又は公表した最近の特定証券情報又は発行者情報によるものとし、当該特定証券情報又は発行者情報の提供又は公表の年月日を明示すること。ただし、特定証券情報又は発行者情報にこれらの情報が含まれておらず、かつ、他の方法によりこれらの情報を把握することができない場合には、その旨を記載することによりこれらの情報を記載しないことができる。

［(39)～(45)　同左］

第六号様式 【表紙】 【提出書類】　公開買付報告書 【提出先】　関東財務局長 【提出日】　年　月　日 【報告者の氏名又は名称】(1) 【報告者の住所又は所在地】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【代理人の氏名又は名称】(2) 【代理人の住所又は所在地】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【縦覧に供する場所】(3)　名称 (所在地) ［１・２　略］ (記載上の注意) あん分比例方式により買付け等を行う場合において、本報告書を提出する際に記載することが困難である事実がある場合には、本報告書を提出する時点で確定した事項のみを記載すること。この場合には、記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。 ［(1)～(5)　略］ (6)　買付け等を行った後における株券等所有割合 a　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家等向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家等向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 ［(a)・(b)　略］ ［ｂ・ｃ　略］ (7)　［略］	第六号様式 【表紙】 【提出書類】　公開買付報告書 【提出先】　関東財務局長 【提出日】　年　月　日 【報告者の氏名又は名称】(1) 【報告者の住所又は所在地】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【代理人の氏名又は名称】(2) 【代理人の住所又は所在地】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【縦覧に供する場所】(3)　名称 (所在地) ［１・２　同左］ (記載上の注意) ［同左］ ［(1)～(5)　同左］ (6)　［同左］ a　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。 ［(a)・(b)　同左］ ［ｂ・ｃ　同左］ (7)　［同左］
備考　表中の［　］の記載は出記である。	

○　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合） 第五十二条の二十一　法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～七　略］ 八　受益証券発行信託の引受けを行った場合であって、次に掲げる全ての要件を満たす場合 イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第七項第九号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家等向け有価証券（同法第四条第三項（募集又は売出しの届出）に規定する特定投資家等向け有価証券をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第七項第九号において同じ。）に該当すること。 ロ　次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴又は⑵に定める要件に該当すること。	（信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合） 第五十二条の二十一　［同上］ ［一～七　同上］ 八　［同上］ イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第七項第九号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券（同法第四条第三項（募集又は売出しの届出）に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第五十二条の二十四第七項第九号において同じ。）に該当すること。 ロ　［同上］

⑴　［略］	⑴　［同上］
⑵　当該受益権が特定投資家等向け有価証券に該当する場合　法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項（発行者情報の提供又は公表）に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。	⑵　当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合　法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十七条に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項（発行者情報の提供又は公表）に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。
［ハ・ニ　略］	［ハ・ニ　同上］
（信託財産に係る行為準則） 第五十二条の二十四　［略］	（信託財産に係る行為準則） 第五十二条の二十四　［同上］
［2～6　略］	［2～6　同上］
7　法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	7　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　受益証券発行信託の引受けを行った場合であって、次に掲げる全ての要件を満たす場合	九　［同上］
イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上場されており、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は特定投資家等向け有価証券に該当すること。	イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上場されており、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券に該当すること。
ロ　次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴又は⑵に定める要件に該当すること。	ロ　［同上］

⑴　［略］	⑴　［同上］
⑵　当該受益権が特定投資家等向け有価証券に該当する場合　法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項（発行者情報の提供又は公表）に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。	⑵　当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合　法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十九条第三項に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項（発行者情報の提供又は公表）に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。
［ハ・ニ　略］	［ハ・ニ　同上］
（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等） 第五十九条の二　法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。	（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等） 第五十九条の二　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（ハに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）	五　［同上］
［イ～チ　略］	［イ～チ　同上］
リ　貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあっては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について金融商品取引法第二十六条の三（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	リ　貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあっては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨
六　［略］	六　［同上］

2　［略］	2　［同上］
第五十九条の三　法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。	第五十九条の三　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　保険会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	三　［同上］
［イ～ニ　略］	［イ～ニ　同上］
ホ　保険会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書（保険会社が相互会社である場合には、連結基金等変動計算書）（これらに類する事項を含む。）について金融商品取引法第二十六条の三（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨	ホ　保険会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書（保険会社が相互会社である場合には、連結基金等変動計算書）（これらに類する事項を含む。）について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨
［四～六　略］	［四～六　同上］
2　［略］	2　［同上］
（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）	（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）
第二百十条の十の二　法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。	第二百十条の十の二　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度におけ	四　［同上］

る財産の状況に関する次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第二十六条の三（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合には、その旨

［五～七　略］

［2～4　略］

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第二百十一条の三十七　法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　少額短期保険業者が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあっては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について金融商品取引法第二十六条の三（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

［イ～ニ　同上］

ホ　保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合には、その旨

［五～七　同上］

［2～4　同上］

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第二百十一条の三十七　［同上］

［一～四　同上］

五　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　少額短期保険業者が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあっては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について金融商品取引法第百九十三条の二（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

六　［略］

2　［略］

第二百十一条の三十八　法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　特定少額短期保険業者及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　特定少額短期保険業者が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書（特定少額短期保険業者が相互会社である場合には、連結基金等変動計算書）について金融商品取引法第二十六条の三（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨

四　［略］

2　［略］

（少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第二百十一条の八十二　法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

六　［同上］

2　［同上］

第二百十一条の三十八　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　特定少額短期保険業者が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書（特定少額短期保険業者が相互会社である場合には、連結基金等変動計算書）について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨

四　［同上］

2　［同上］

（少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧）

第二百十一条の八十二　［同上］

［一～三　略］	［一～三　同上］
四　少額短期保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	四　［同上］
［イ～ニ　略］	［イ～ニ　同上］
ホ　少額短期保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第二十六条の三（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合には、その旨	ホ　少額短期保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合には、その旨
［五・六　略］	［五・六　同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（その他資産流動化計画記載事項） 第二十一条　法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～二　略］ 三　優先出資又は特定社債について、少人数私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募のうち、同項第二号ニに掲げる場合に該当するものをいう。第百十一条において同じ。）を行う場合は、資産流動化計画の謄本又は抄本を交付する旨 ［四～十二　略］	（その他資産流動化計画記載事項） 第二十一条　［同上］ ［一～二　同上］ 三　優先出資又は特定社債について、少人数私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募のうち、同項第二号ハに該当するものをいう。第百十一条において同じ。）を行う場合は、資産流動化計画の謄本又は抄本を交付する旨 ［四～十二　同上］

別紙様式第13号（第100条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） ［（第１面）・（第２面）　略］ （第３面） ６．資産対応証券及び借入れの状況 ⑴　総括表 ［表略］ （記載上の注意） ［１．・２．　略］ ３．「募集方法」は、公募（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集をいう。）、プロ私募（私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）のうち、同項第２号イに掲げる場合に該当するものをいう。）、特定投資家等向け取得勧誘（私募のうち、同号ロに掲げる場合に該当するものをいう。）又は少人数私募（私募のうち、同号ニに掲げる場合に該当するものをいう。）のいずれかを記載すること。 ４．［略］ ［⑵～⑷　略］	別紙様式第13号（第100条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） ［（第１面）・（第２面）　同左］ （第３面） ６．［同左］ ⑴　［同左］ ［同左］ （記載上の注意） ［１．・２．　同左］ ３．「募集方法」は、公募（金融商品取引法第２条第３項第１号又は第２号）、プロ私募（同号イ）又は少人数私募（同号ロ）のいずれかを記載すること。 ４．［同左］ ［⑵～⑷　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百二十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別紙様式（第３条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 届出者（郵便番号　　） 住　所 電話番号　（　）　－ 商　号 代表者の 氏　名 届出事務 担当者名 電話番号　（　）　－ 資産対応証券の募集等取扱業務開始届出書 下記のとおり資産対応証券の募集等の取扱いに係る業務を開始するので、資産の流動化に関する法律第208条第２項の規定により届け出ます。 この届出書及び添付書類の記載内容は、事実に相違ありません。 記 ［表略］ ［略］ （記載上の注意） ［１．～５．　略］ ６．「募集形態」には、公募（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集をいう。）、プロ私募（私募（同項に規定する有価証券の	別紙様式（第３条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 届出者（郵便番号　　） 住　所 電話番号　（　）　－ 商　号 代表者の 氏　名 届出事務 担当者名 電話番号　（　）　－ 資産対応証券の募集等取扱業務開始届出書 下記のとおり資産対応証券の募集等の取扱いに係る業務を開始するので、資産の流動化に関する法律第208条第２項の規定により届け出ます。 この届出書及び添付書類の記載内容は、事実に相違ありません。 記 ［同左］ ［同左］ （記載上の注意） ［１．～５．　同左］ ６．「募集形態」には、公募（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集をいう。）、プロ私募（私募（同項に規定する有価証券の

私募をいう。以下同じ。）のうち、同項第２号イに掲げる場合に該当するものをいう。）、特定投資家等向け取得勧誘（私募のうち、同号ロに掲げる場合に該当するものをいう。）又は少人数私募（私募のうち、同号ニに掲げる場合に該当するものをいう。）のいずれかを記載すること。 ［７．～９．　略］	私募をいう。以下同じ。）のうち、同項第２号イに掲げる場合に該当するものをいう。）、特定投資家向け取得勧誘（私募のうち、同号ロに掲げる場合に該当するものをいう。）又は少人数私募（私募のうち、同号ハに掲げる場合に該当するものをいう。）のいずれかを記載すること。 ［７．～９．　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別紙様式（第３条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 届出者（郵便番号　　） 住　所 電話番号　（　　）　－ 商　号 代表者の 氏　名 届出事務 担当者名 電話番号　（　　）　－ 受益証券の募集等業務開始届出書 下記のとおり受益証券の募集等に係る業務を開始するので、資産の流動化に関する法律第286条第１項の規定により届け出ます。 この届出書及び添付書類の記載内容は、事実に相違ありません。 記 ［表略］ ［略］ （記載上の注意） ［１．～５．　略］	別紙様式（第３条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 年　月　日 財務（支）局長　殿 届出者（郵便番号　　） 住　所 電話番号　（　　）　－ 商　号 代表者の 氏　名 届出事務 担当者名 電話番号　（　　）　－ 受益証券の募集等業務開始届出書 下記のとおり受益証券の募集等に係る業務を開始するので、資産の流動化に関する法律第286条第１項の規定により届け出ます。 この届出書及び添付書類の記載内容は、事実に相違ありません。 記 ［同左］ ［同左］ （記載上の注意） ［１．～５．　同左］

６．「募集形態」には、公募（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集をいう。）、プロ私募（私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）のうち、同項第２号イに掲げる場合に該当するものをいう。）、特定投資家等向け取得勧誘（私募のうち、同号ロに掲げる場合に該当するものをいう。）又は少人数私募（私募のうち、同号ニに掲げる場合に該当するものをいう。）のいずれかを記載すること。 ［７．～９．　略］	６．「募集形態」には、公募（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集をいう。）、プロ私募（私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）のうち、同項第２号イに掲げる場合に該当するものをいう。）、特定投資家向け取得勧誘（私募のうち、同号ロに掲げる場合に該当するものをいう。）又は少人数私募（私募のうち、同号ハに掲げる場合に該当するものをいう。）のいずれかを記載すること。 ［７．～９．　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前
（定義） 第一条　この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口予約権」、「新投資口予約権証券」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、一般投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、新投資口予約権、新投資口予約権証券、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「適格機関投資家私募」又は「特定投資家等私募」とは、それぞれ法第四条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募又は特定投資家等私募をいう。	（定義） 第一条　この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「新投資口予約権」、「新投資口予約権証券」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、一般投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、新投資口予約権、新投資口予約権証券、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「適格機関投資家私募」又は「特定投資家私募」とは、それぞれ法第四条第二項第十二号に規定する適格機関投資家私募又は特定投資家私募をいう。

［条を削る。］

（受益証券の譲渡に関する制限等）

第五条　［略］

２　令第八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

一　［略］

二　当該受益証券の発行者と当該受益証券の取得の申込みの勧誘に応じて当該受益証券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得の申込みの勧誘を行う

（特定投資家の範囲）

第四条の三　法第二条第九項第二号に規定する特定投資家とみなされる者のうち内閣府令で定める者は、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第五十三条第一号に掲げる契約（次項において「有価証券取引契約」という。）に関して金融商品取引法第三十四条の三第四項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）又は同法第三十四条の三第六項（同法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者とする。

２　法第二条第九項第二号に規定する特定投資家以外の顧客とみなされる者のうち内閣府令で定める者は、有価証券取引契約に関して金融商品取引法第三十四条の二第五項又は第八項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者とする。

（受益証券の譲渡に関する制限等）

第五条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

者と当該取得者との間において、次のイ及びロに掲げる事項（ロに掲げる事項にあっては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。）を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

イ　当該取得者が当該取得の申込みの勧誘に応じて取得した当該受益証券を特定投資家等（法第二条第九項第二号に規定する特定投資家等をいう。ロにおいて同じ。）及び非居住者（令第八条第二項第二号に規定する非居住者をいう。ロにおいて同じ。）以外の者に譲渡を行わないこと。

ロ　次に掲げる場合には、当該取得者が当該取得の申込みの勧誘に応じて取得した当該受益証券を特定投資家等及び非居住者以外の者に譲渡することができること。

⑴　当該受益証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権（金融商品取引法第二十六条の二十七第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決

イ　当該取得者が当該取得の申込みの勧誘に応じて取得した当該受益証券を特定投資家等（令第八条第二項第二号に規定する特定投資家等をいう。ロにおいて同じ。）以外の者に譲渡を行わないこと。

ロ　次に掲げる場合には、当該取得者が当該取得の申込みの勧誘に応じて取得した当該受益証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

⑴　当該受益証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権（金融商品取引法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「対象議決権」

権」という。）に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもって所有する者（以下この条において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。）に対して譲渡する場合

⑵　［略］

［3・4　略］

（投資信託約款の内容の届出）

第六条　法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等（令第百三十五条第五項の規定により金融庁長官の指定する権限に係る場合にあっては金融庁長官、それ以外の権限に係る場合にあっては金融商品取引業者（法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。第百十二条第八号及び第二百四十四条を除き、以下同じ。）、信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）又は投資法人の本店（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出して行わなければならない。

［一～八　略］

九　公募、適格機関投資家私募、特定投資家等私募又は一般投資家私募の別

［十～十三　略］

という。）に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもって所有する者（以下この条において「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。）に対して譲渡する場合

⑵　［同上］

［3・4　同上］

（投資信託約款の内容の届出）

第六条　［同上］

［一～八　同上］

九　公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

［十～十三　同上］

2　［略］	2　［同上］
（投資信託約款の内容等を記載した書面の交付を要しない場合） 第十条　法第五条第一項ただし書（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	（投資信託約款の内容等を記載した書面の交付を要しない場合） 第十条　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　受益証券の取得の申込みの勧誘が特定投資家等私募により行われる場合であって、投資信託約款の内容及び前条に規定する事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報として同法第二十七条の三十一第二項又は第四項の規定により提供され、又は公表される場合 ［三・四　略］	二　受益証券の取得の申込みの勧誘が特定投資家私募により行われる場合であって、投資信託約款の内容及び前条に規定する事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報として同法第二十七条の三十一第二項又は第四項の規定により提供され、又は公表される場合 ［三・四　同上］
（運用状況に係る情報の提供を要しない場合） 第二十五条　法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	（運用状況に係る情報の提供を要しない場合） 第二十五条　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　計算期間が一日の投資信託財産であって、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項の全てを定めている公社債投資信託に係るものである場合 ［イ～ホ　略］	二　計算期間が一日の投資信託財産であって、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託に係るものである場合 ［イ～ホ　同上］
三　受益証券が特定投資家等向け有価証券（金融商品取引法第四条	三　受益証券が特定投資家向け有価証券（金融商品取引法第四条第

第三項に規定する特定投資家等向け有価証券をいう。第八十八条第二号において同じ。）に該当する場合であって、法第十四条第一項に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合（投資信託約款において法第十四条第一項に規定する情報の提供に代えて当該発行者情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。）

（投資信託約款の内容の届出）

第七十七条　法第四十九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

［一～七　略］

八　公募、適格機関投資家私募、特定投資家等私募又は一般投資家私募の別

［九～十二　略］

２　［略］

（運用状況に係る情報の提供を要しない場合）

第八十八条　法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。第八十八条第二号において同じ。）に該当する場合であって、法第十四条第一項に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合（投資信託約款において法第十四条第一項に規定する情報の提供に代えて当該発行者情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。）

（投資信託約款の内容の届出）

第七十七条　［同上］

［一～七　同上］

八　公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別

［九～十二　同上］

２　［同上］

（運用状況に係る情報の提供を要しない場合）

第八十八条　［同上］

一　［同上］

二　受益証券が特定投資家等向け有価証券に該当する場合であって、法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合（投資信託約款において法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項に規定する情報の提供に代えて当該発行者情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第二百三十四条の四　［略］

2　前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

（委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の適用除外）

第二百七十条　［略］

2　前項第一号ロの「対象特定資産取引」とは、次に掲げる取引をい

二　受益証券が特定投資家向け有価証券に該当する場合であって、法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合（投資信託約款において法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項に規定する情報の提供に代えて当該発行者情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第二百三十四条の四　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～五　同上］

（委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の適用除外）

第二百七十条　［同上］

2　［同上］

う。

一　次に掲げる有価証券及び金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に該当するものを除く。）であって次に掲げる有価証券に係る権利を表示するものの売買

［イ・ロ　略］

ハ　指定外国金融商品取引所（金融商品取引法施行令第二条の十二の二第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。次項第二号の二において同じ。）に上場されている有価証券

ニ　［略］

［二～六　略］

3　［略］

（信託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第二百七十二条　法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　［略］

二　当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家等向け取得勧誘（金融商品取引法第四条第三項第一号に規定する特定投資家等向け取得勧誘をいう。次条第一号において同じ。）若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等（

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　指定外国金融商品取引所（金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。次項第二号の二において同じ。）に上場されている有価証券

ニ　［同上］

［二～六　同上］

3　［同上］

（信託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第二百七十二条　［同上］

一　［同上］

二　当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘（金融商品取引法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。次条第一号において同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（同法第

同法第二条第六項に規定する特定投資家等向け売付け勧誘等をいう。同号において同じ。）の条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 ［三～六　略］ （金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限） 第二百七十三条　法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一　当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 ［二～五　略］	二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。同号において同じ。）の条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 ［三～六　同上］ （金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限） 第二百七十三条　［同上］ 一　当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 ［二～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子開示手続又は任意電子開示手続の方法） 第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十四条の十第一項の規定により電子開示手続（金融商品取引法（以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）又は任意電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう。以下同じ。）を行う者は、当該電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者の使用に係る入出力装置（同項の入出力装置をいう。以下同じ。）により識別番号及び暗証番号を入力して当該入出力装置と法第二十七条の三十の二の電子計算機とを電気通信回線を使用して接続し、かつ、入出力装置から入力できる方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。 （電子開示手続又は任意電子開示手続に係る届出等） 第二条　［略］ ［2～6　略］ 7　令第十四条の十第二項ただし書に規定する内閣府令で定めるとき	（電子開示手続又は任意電子開示手続の方法） 第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十四条の十第一項の規定により電子開示手続（金融商品取引法（以下「法」という。）第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。）又は任意電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう。以下同じ。）を行う者は、当該電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者の使用に係る入出力装置（令第十四条の十第一項の入出力装置をいう。以下同じ。）により識別番号及び暗証番号を入力して当該入出力装置と法第二十七条の三十の二の電子計算機とを電気通信回線を使用して接続し、かつ、入出力装置から入力できる方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。 （電子開示手続又は任意電子開示手続に係る届出等） 第二条　［同上］ ［2～6　同上］ 7　令第十四条の十第二項ただし書に規定する内閣府令で定めるとき

は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

8　［略］

（令第四十一条の二第一項に規定する内閣府令で定める会社）

第七条　令第四十一条の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号。次条において「特定有価証券開示府令」という。）第一条第七号に掲げる有価証券の発行者である内国会社（これらの有価証券に係る電子開示手続又は任意電子開示手続を行う場合に限る。）とする。

（開示用電子情報処理組織による手続を行った者の公衆縦覧等）

第八条　法第二十七条の三十の十に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件の全てを満たす場合とする。

［一・二　略］

2　［略］

（開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する権限の関東財務局長への委任）

第九条　令第四十一条の二第一項及び第四項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。

は、次の各号に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

8　［同上］

（令第四十一条の二第二項に規定する内閣府令で定める会社）

第七条　令第四十一条の二第二項に規定する内閣府令で定めるものは、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号。次条において「特定有価証券開示府令」という。）第一条第七号に掲げる有価証券の発行者である内国会社（これらの有価証券に係る電子開示手続又は任意電子開示手続を行う場合に限る。）とする。

（開示用電子情報処理組織による手続を行った者の公衆縦覧等）

第八条　法第二十七条の三十の十に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

［一・二　同上］

2　［同上］

（開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する権限の関東財務局長への委任）

第九条　令第四十一条の二第二項及び第五項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免許申請書の添付書類） 第五条　法第百五十六条の三第二項第八号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　［略］ 二　親法人（免許申請者の総株主の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（免許申請者が総株主等の議決権（法第二十六条の二十七第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面 ［三～十二　略］	（免許申請書の添付書類） 第五条　［同上］ 一　［同上］ 二　親法人（免許申請者の総株主の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（免許申請者が総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の概要を記載した書面 ［三～十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一般的記載事項等） 第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十六条第一項に規定する参考書類（以下「参考書類」という。）には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。 ［一・二　略］ ２　同一の株主総会に関して被勧誘者に提供する参考書類に記載すべき事項のうち、株主総会参考書類（会社法第三百一条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）に規定する株主総会参考書類をいう。以下この項及び第四十四条において同じ。）、議決権行使書面（同法第三百一条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）に規定する議決権行使書面をいう。以下この項及び第四項並びに第四十四条において同じ。）及びその他当該株主総会に関する書面に記載している事項又は令第三十六条第二項若しくは同法第二条第三十四号に規定する電磁的方法（以下この項において「電磁的方法」という。）により提供する事項がある場合には、これらの事項は、被勧誘者に対して提供する参考書類に記載することを要しない。この場合においては、株主総会参考書類	（一般的記載事項等） 第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十六条の二第一項に規定する参考書類（以下「参考書類」という。）には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。 ［一・二　同上］ ２　同一の株主総会に関して被勧誘者に提供する参考書類に記載すべき事項のうち、株主総会参考書類（会社法第三百一条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）に規定する株主総会参考書類をいう。以下この項及び第四十四条において同じ。）、議決権行使書面（同法第三百一条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。）に規定する議決権行使書面をいう。以下この項及び第四項並びに第四十四条において同じ。）及びその他当該株主総会に関する書面に記載している事項又は令第三十六条の二第二項若しくは同法第二条第三十四号に規定する電磁的方法（以下この項において「電磁的方法」という。）により提供する事項がある場合には、これらの事項は、被勧誘者に対して提供する参考書類に記載することを要しない。この場合においては、株主総会参考

又は議決権行使書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。

［3～7　略］

（電磁的方法）

第四十二条　令第三十六条第二項（令第三十六条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

［一・二　略］

2　［略］

3　令第三十六条第三項（令第三十六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

（委任状の用紙の様式）

第四十三条　令第三十六条第五項に規定する委任状の用紙には、議案ごとに被勧誘者が賛否を記載する欄を設けなければならない。ただし、別に棄権の欄を設けることを妨げない。

（書類の写し等の提出を要しない場合）

第四十四条　令第三十六条の二に規定する内閣府令で定める場合は、同一の株主総会に関して株式の発行会社の株主（当該総会において

書類又は議決権行使書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。

［3～7　同上］

（電磁的方法）

第四十二条　令第三十六条の二第二項（令第三十六条の五第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

［一・二　同上］

2　［同上］

3　令第三十六条の二第三項（令第三十六条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

（委任状の用紙の様式）

第四十三条　令第三十六条の二第五項に規定する委任状の用紙には、議案ごとに被勧誘者が賛否を記載する欄を設けなければならない。ただし、別に棄権の欄を設けることを妨げない。

（書類の写し等の提出を要しない場合）

第四十四条　令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める場合は、同一の株主総会に関して株式の発行会社の株主（当該総会において

議決権を行使することができる者に限る。）の全てに対し、株主総会参考書類が交付されている場合又は株主総会参考書類に記載すべき事項について会社法第三百二十五条の三第一項の規定による電子提供措置がとられている場合若しくは株主総会参考書類に記載すべき事項（定時株主総会に係るものに限る。）について同条第三項の規定により同項に規定する開示用電子情報処理組織を使用して提出の手続を行った場合における有価証券報告書に記載されている場合であり、かつ、議決権行使書面が交付されている場合又は議決権行使書面に記載すべき事項について同条第一項の規定による電子提供措置がとられている場合とする。 （電磁的記録） 第四十五条　令第三十六条の二に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。	議決権を行使することができる者に限る。）の全てに対し、株主総会参考書類が交付されている場合又は株主総会参考書類に記載すべき事項について会社法第三百二十五条の三第一項の規定による電子提供措置がとられている場合若しくは株主総会参考書類に記載すべき事項（定時株主総会に係るものに限る。）について同条第三項の規定により同項に規定する開示用電子情報処理組織を使用して提出の手続を行った場合における有価証券報告書に記載されている場合であり、かつ、議決権行使書面が交付されている場合又は議決権行使書面に記載すべき事項について同条第一項の規定による電子提供措置がとられている場合とする。 （電磁的記録） 第四十五条　令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信託財産状況報告書の記載事項） 第三十七条　法第二十七条本文に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第十六号から第十八号まで及び第五項本文に掲げる事項については、受益者が特定投資家等（金融商品取引法第二条第三項第二号ロに規定する特定投資家等をいう。）である場合又は当該事項が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは第三十条の二第一項第一号イ若しくはハからホまでに掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。 ［一～十八　略］ ［2～5　略］ （信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合） 第三十八条　法第二十七条ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～八　略］	（信託財産状況報告書の記載事項） 第三十七条　法第二十七条本文に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第十六号から第十八号まで及び第五項本文に掲げる事項については、受益者が特定投資家である場合又は当該事項が委託者若しくは委託者から指図の権限の委託を受けた者（これらの者が令第二条第一項各号に掲げる者である場合に限る。）のみの指図により信託財産の管理若しくは処分が行われる信託若しくは第三十条の二第一項第一号イ若しくはハからホまでに掲げる信託契約に係るものである場合は、この限りでない。 ［一～十八　同上］ ［2～5　同上］ （信託財産の状況に係る情報の提供を要しない場合） 第三十八条　［同上］ ［一～八　同上］

九　受益証券発行信託の引受けを行った場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす場合 イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第四十一条第七項第九号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家等向け有価証券（同法第四条第三項に規定する特定投資家等向け有価証券をいう。以下この号及び第四十一条第七項第九号において同じ。）に該当すること。 ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。 (1)　［略］ (2)　当該受益権が特定投資家等向け有価証券に該当する場合　法第二十七条に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。 ［ハ・ニ　略］ 十　［略］ （信託財産に係る行為準則） 第四十一条　［略］ ［2～6　略］	九　［同上］ イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されており、かつ、特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下この号及び第四十一条第七項第九号において同じ。）に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券（同法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下この号及び第四十一条第七項第九号において同じ。）に該当すること。 ロ　［同上］ (1)　［同上］ (2)　当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合　法第二十七条に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。 ［ハ・ニ　同上］ 十　［同上］ （信託財産に係る行為準則） 第四十一条　［同上］ ［2～6　同上］

7　法第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～八　略］ 九　受益証券発行信託の引受けを行った場合であって、次に掲げる全ての要件を満たす場合 イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上場されており、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は特定投資家等向け有価証券に該当すること。 ロ　次の⑴又は⑵に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴又は⑵に定める要件に該当すること。 ⑴　［略］ ⑵　当該受益権が特定投資家等向け有価証券に該当する場合　法第二十九条第三項に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。 ［ハ・ニ　略］ 十　［略］	7　［同上］ ［一～八　同上］ 九　［同上］ イ　当該受益証券発行信託に係る受益権が、金融商品取引所に上場されており、かつ、特定上場有価証券に該当しないこと又は特定投資家向け有価証券に該当すること。 ロ　［同上］ ⑴　［同上］ ⑵　当該受益権が特定投資家向け有価証券に該当する場合　法第二十九条第三項に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表されること。 ［ハ・ニ　同上］ 十　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） 第一条　［略］ ２　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］ 六　特定投資家等向け売付け勧誘等　法第二条第六項に規定する特定投資家等向け売付け勧誘等をいう。 ［七～九　略］ 十　特定投資家等向け取得勧誘　法第四条第三項第一号に規定する特定投資家等向け取得勧誘をいう。 ［十一～二十五　略］ ３　［略］ （安定操作届出書の記載事項） 第五条　令第二十三条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一～七　略］ 八　当該安定操作取引によりその募集若しくは特定投資家等向け取	（定義） 第一条　［同上］ ２　［同上］ ［一～五　同上］ 六　特定投資家向け売付け勧誘等　法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。 ［七～九　同上］ 十　特定投資家向け取得勧誘　法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。 ［十一～二十五　同上］ ３　［同上］ （安定操作届出書の記載事項） 第五条　［同上］ ［一～七　同上］ 八　当該安定操作取引によりその募集若しくは特定投資家向け取得

得勧誘又は売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等を容易にしようとする有価証券の銘柄、発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格）及び発行価額又は売出価額の総額

［九・十　略］

（借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）

第九条の三　令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。）とする。

［一～十二　略］

十三　有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に応じており、当該募集若しくは売出し又は特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

［十四～三十六　略］

［２・３　略］

勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にしようとする有価証券の銘柄、発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格）及び発行価額又は売出価額の総額

［九・十　同上］

（借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外）

第九条の三　［同上］

［一～十二　同上］

十三　有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に応じており、当該募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

［十四～三十六　同上］

［２・３　同上］

（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）

第二十四条　法第百六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。

一　［略］

二　有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第五十九条第一項第十四号ロ⑴及び第六十二条第一項第二号において同じ。）を行う者が有価証券の引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）又は売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式

三　［略］

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条　法第百六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十一　略］

（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）

第二十四条　［同上］

一　［同上］

二　有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第五十九条第一項第十四号ロ⑴及び第六十二条第一項第二号において同じ。）を行う者が有価証券の引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式

三　［同上］

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　業務等に関する重要事実を知る前に、発行者の同意を得た特定有価証券の売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された特定有価証券の売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る計画に基づき当該特定有価証券の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。）又は特定投資家等向け売付け勧誘等（金融商品取引業者が特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いを行うものに限る。）を行う場合

［十三・十四　略］

2　［略］

（公開買付け等事実に係る軽微基準）

第六十二条　法第百六十七条第二項ただし書に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準は、公開買付け等事実（同条第三項に規定する公開買付け等事実をいう。第六十三条第一項において同じ。）のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係るものであって、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該買集め行為により各年において買い集める株券等（令第三十一条に規定する株券等をいう。以下この項において同じ。）の数が当該株券等の発行者の総株主等の議決権（法第二十六条の二十七第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。）の数の百分の二・五未満であるものに係ること。

十二　業務等に関する重要事実を知る前に、発行者の同意を得た特定有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された特定有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画に基づき当該特定有価証券の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等（金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行うものに限る。）を行う場合

［十三・十四　同上］

2　［同上］

（公開買付け等事実に係る軽微基準）

第六十二条　［同上］

一　当該買集め行為により各年において買い集める株券等（令第三十一条に規定する株券等をいう。以下この項において同じ。）の数が当該株券等の発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。）の数の百分の二・五未満であるものに係ること。

［二・三　略］

［2・3　略］

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第六十三条　法第百六十七条第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～十一　略］

十二　公開買付け等事実を知る前に発行者の同意を得た上場等株券等の売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された上場等株券等の売出し若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る計画に基づき上場等株券等の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。）又は特定投資家等向け売付け勧誘等（金融商品取引業者が特定投資家等向け売付け勧誘等の取扱いを行うものに限る。）を行う場合

［十三・十四　略］

2　［略］

［二・三　同上］

［2・3　同上］

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第六十三条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　公開買付け等事実を知る前に発行者の同意を得た上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画に基づき上場等株券等の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等（金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行うものに限る。）を行う場合

［十三・十四　同上］

2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用の一般原則） 第一条　［略］ ２　法第二十六条の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。第二条第八号において同じ。）の規定による内部統制報告書の監査証明は、内部統制報告書の監査を実施した公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人が作成する内部統制監査報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により行うものとする。 ［３～５　略］ （定義） 第二条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一・二　略］ 三　内部統制報告書提出会社　法第二十四条の四の四第一項の規定により内部統制報告書を有価証券報告書と併せて提出すべき会社	（適用の一般原則） 第一条　［同上］ ２　法第百九十三条の二第二項の規定による内部統制報告書の監査証明は、内部統制報告書の監査を実施した公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人が作成する内部統制監査報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により行うものとする。 ［３～５　同上］ （定義） 第二条　［同上］ ［一・二　同上］ 三　内部統制報告書提出会社　法第二十四条の四の四第一項の規定により内部統制報告書を有価証券報告書と併せて提出すべき会社

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項第一号に規定する指定法人（以下この条において「指定法人」という。）を含む。）又は法第二十四条の四の四第二項の規定により内部統制報告書を有価証券報告書と併せて提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

［三の二～六　略］

七　財務諸表監査　法第二十六条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公認会計士又は監査法人が実施する監査証明をいう。

八　内部統制監査　法第二十六条の三第二項の規定に基づき、公認会計士又は監査法人が実施する監査証明をいう。

［九・十　略］

（監査証明に相当すると認められる証明）

第九条　法第二十六条の三第二項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。第十三条第三号において同じ。）に規定する内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合は、外国監査法人等（公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。第十三条第三号において同じ。）から外国会社等財務書類（同法第三十四条の三十五第一項に規定する外国会社等財務書類をいう。）について同法第二条第一項の業務に相当すると認められる業務の提供を受けることにより、監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合とする。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項に規定する指定法人（以下この条において「指定法人」という。）を含む。）又は法第二十四条の四の四第二項の規定により内部統制報告書を有価証券報告書と併せて提出する会社（指定法人を含む。）をいう。

［三の二～六　同上］

七　財務諸表監査　法第百九十三条の二第一項の規定に基づき、公認会計士又は監査法人が実施する監査証明をいう。

八　内部統制監査　法第百九十三条の二第二項の規定に基づき、公認会計士又は監査法人が実施する監査証明をいう。

［九・十　同上］

（監査証明に相当すると認められる証明）

第九条　法第百九十三条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合は、外国監査法人等（公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。第十三条第三号において同じ。）から外国会社等財務書類（同法第三十四条の三十五第一項に規定する外国会社等財務書類をいう。）について同法第二条第一項の業務に相当すると認められる業務の提供を受けることにより、監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合とする。

（監査証明を受けることを要しない旨の承認）

第十条　内部統制報告書提出会社が法第二十六条の三第二項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書を財務局長等に提出しなければならない。

（監査証明を受けることを要しない上場会社等の規模）

第十条の二　法第二十六条の三第二項第四号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める基準は、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者に該当することとなった日の属する事業年度の直前事業年度に係る連結貸借対照表若しくは貸借対照表に資本金として計上した額が百億円以上であり、又は当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が千億円以上であることとする。

（公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係）

第十一条　法第二十六条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する公認会計士に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係

（監査証明を受けることを要しない旨の承認）

第十条　内部統制報告書提出会社が法第百九十三条の二第二項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書を財務局長等に提出しなければならない。

（監査証明を受けることを要しない上場会社等の規模）

第十条の二　法第百九十三条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、法第二十四条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者に該当することとなった日の属する事業年度の直前事業年度に係る連結貸借対照表若しくは貸借対照表に資本金として計上した額が百億円以上であり、又は当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が千億円以上であることとする。

（公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係）

第十一条　法第百九十三条の二第四項に規定する公認会計士に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係

とする。	
［一～六　略］	［一～六　同上］
2　法第二十六条の三第四項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。	2　法第百九十三条の二第四項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。
［一～九　略］	［一～九　同上］
第十三条　前条の規定による内部統制報告書には、次の事項を追加して記載するものとする。	第十三条　［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　当該内部統制報告書について、外国監査法人等が法第二十六条の三第二項第一号の監査証明に相当すると認められる証明を実施している場合における、内部統制監査との主要な相違点	三　当該内部統制報告書について、外国監査法人等が法第百九十三条の二第二項第一号の監査証明に相当すると認められる証明を実施している場合における、内部統制監査との主要な相違点
（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する権限の関東財務局長への委任）	（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する権限の関東財務局長への委任）
第二十二条　金融商品取引法施行令第三十九条第一項各号に掲げる権限（財務報告に係る内部統制及び内部統制監査に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。	第二十二条　金融商品取引法施行令第三十九条第二項各号に掲げる権限（財務報告に係る内部統制及び内部統制監査に係るものに限る。）に係る同項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とする。
2　［略］	2　［同上］

第二号様式 【表紙】 【提出書類】　内部統制報告書 【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の４第__項 【提出先】　関東財務局長 【提出日】　年　月　日 【会社名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【最高財務責任者の役職氏名】⑷　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【代理人の氏名又は名称】⑸　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【縦覧に供する場所】⑹　名称 （所在地） ［１～５　略］ （記載上の注意） ⑴　一般的事項 ［ａ～ｄ　略］ ｅ　第12条の規定の適用を受ける内部統制報告書について、外国監査法人等（公認会計士法第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）から法第26条の３第２項第１号（法第27条において準用する場合を含む。）の監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合は、その旨を記載すること。 ［⑵～⑾　略］	第二号様式 【表紙】 【提出書類】　内部統制報告書 【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の４第__項 【提出先】　関東財務局長 【提出日】　年　月　日 【会社名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【最高財務責任者の役職氏名】⑷　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【代理人の氏名又は名称】⑸　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【縦覧に供する場所】⑹　名称 （所在地） ［１～５　同左］ （記載上の注意） ⑴　［同左］ ［ａ～ｄ　同左］ ｅ　第12条の規定の適用を受ける内部統制報告書について、外国監査法人等（公認会計士法第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）から法第193条の２第２項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合は、その旨を記載すること。 ［⑵～⑾　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　公認会計士法施行規則（平成十九年内閣府令第八十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録申請書の記載事項） 第八十四条　法第三十四条の三十四の四第一項第一号ニに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　上場会社等（法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等をいう。以下この章において同じ。）の財務書類について共同して監査証明業務（金融商品取引法第二十六条の三第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する監査証明に係るものに限る。第八十七条第一号ロ⑵及び第九十五条を除き、以下この章において同じ。）を行う他の公認会計士又は当該監査証明業務を行うときに補助者として使用する他の公認会計士に関する次に掲げる事項 ［イ～ハ　略］ 二　［略］ ［２・３　略］	（登録申請書の記載事項） 第八十四条　［同上］ 一　上場会社等（法第三十四条の三十四の二に規定する上場会社等をいう。以下この章において同じ。）の財務書類について共同して監査証明業務（金融商品取引法第百九十三条の二第一項及び第二項に規定する監査証明に係るものに限る。第八十七条第一号ロ⑵及び第九十五条を除き、以下この章において同じ。）を行う他の公認会計士又は当該監査証明業務を行うときに補助者として使用する他の公認会計士に関する次に掲げる事項 ［イ～ハ　同上］ 二　［同上］ ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第一条　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　指定外国金融商品取引所　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の十二の二第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。	九　指定外国金融商品取引所　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の十二の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。
（特定証券情報の内容）	（特定証券情報の内容）
第二条　法第二十七条の三十一第一項に規定する内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる有価証券について、当該情報とすることが公益又は投資者保護のため適当でないと認められる場合には、金融庁長官の指示するところによるものとする。	第二条　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の三第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。）又はその発行者が認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項	二　特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。）又はその発行者が認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項

に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下この号において同じ。）に特定店頭売買有価証券として登録しようとする有価証券（以下「特定店頭売買有価証券等」という。）　当該特定店頭売買有価証券等を登録し、又は登録しようとする認可金融商品取引業協会の定める規則（以下「特定協会規則」という。）において定める情報

三　［略］

2　［略］

（発行者情報の内容等）

第七条　［略］

［2～4　略］

5　法第二十七条の三十二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　法第二十七条の三十二第一項第一号に定める有価証券が、令第二条の十二の三第一項の規定により特定投資家等向け有価証券（法第四条第三項に規定する特定投資家等向け有価証券をいう。第八条第一項において同じ。）に該当しなくなった場合

三　［略］

6　［略］

（発行者情報の提供又は公表を要しない場合）

に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下この号において同じ。）に特定店頭売買有価証券として登録しようとする有価証券（以下「特定店頭売買有価証券等」という。）　当該特定店頭売買有価証券等を登録し、又は登録しようとする認可金融商品取引業協会の定める規則（以下「特定協会規則」という。）において定める情報

三　［同上］

2　［同上］

（発行者情報の内容等）

第七条　［同上］

［2～4　同上］

5　法第二十七条の三十二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　［同上］

二　法第二十七条の三十二第一項第一号に定める有価証券が、令第二条の十二の四第一項の規定により特定投資家向け有価証券（法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。第八条第一項において同じ。）に該当しなくなった場合

三　［同上］

6　［同上］

（発行者情報の提供又は公表を要しない場合）

第八条　法第二十七条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない発行者が発行する有価証券が特定投資家等向け有価証券に該当することとなった場合で、次の各号（法第四条第三項第四号に掲げる有価証券に該当することとなった場合にあっては、第一号に限る。）に掲げる場合のいずれかに該当するときとする。

［一・二　略］

三　当該有価証券が法第四条第三項第三号に掲げる有価証券に該当することにより特定投資家等向け有価証券となった場合

2　［略］

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第十条の二　法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第五項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

［一～四　略］

2　法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第五項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

［一～三　略］

（多数の者の知り得る状態に置く措置）

第十一条　法第二十七条の三十四において読み替えて準用する法第二十一条の二第五項に規定する多数の者の知り得る状態に置く措置は

第八条　法第二十七条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない発行者が発行する有価証券が特定投資家向け有価証券に該当することとなった場合で、次の各号（法第四条第三項第四号に掲げる有価証券に該当することとなった場合にあっては、第一号に限る。）に掲げる場合のいずれかに該当するときとする。

［一・二　同上］

三　当該有価証券が法第四条第三項第三号に掲げる有価証券に該当することにより特定投資家向け有価証券となった場合

2　［同上］

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第十条の二　法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

［一～四　同上］

2　法第二十七条の三十三において準用する法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げる権利とする。

［一～三　同上］

（多数の者の知り得る状態に置く措置）

第十一条　法第二十七条の三十四において読み替えて準用する法第二十一条の二第四項に規定する多数の者の知り得る状態に置く措置は

、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法その他の手段により行われる措置とする。

［一～三　略］

（外国証券情報の内容）

第十二条　［略］

２　［略］

３　外国証券情報の全部又はその一部の内容が、当該有価証券の発行者その他これに準ずる者により公表されている情報（次に掲げる要件の全てに該当するものに限る。以下この項において「公表情報」という。）に含まれている場合には、公表情報を参照する旨及び当該公表情報が公表されているホームページアドレスに関する情報を、外国証券情報の全部又はその一部とみなすことができる。

一　当該公表情報が法令若しくは当該有価証券の発行に係る外国の法令（これに相当する国際機関の定める規則を含む。）又は当該有価証券が上場されている金融商品取引所若しくは指定外国金融商品取引所の規則に基づいて公表されていること（当該有価証券が令第二条の十二の二第一号から第三号までに掲げる有価証券である場合を除く。）。

［二・三　略］

（外国証券情報の提供又は公表を要しない場合）

、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法その他の手段により行われる措置とする。

［一～三　同上］

（外国証券情報の内容）

第十二条　［同上］

２　［同上］

３　外国証券情報の全部又はその一部の内容が、当該有価証券の発行者その他これに準ずる者により公表されている情報（次の各号に掲げるすべての要件に該当するものに限る。以下この項において「公表情報」という。）に含まれている場合には、公表情報を参照する旨及び当該公表情報が公表されているホームページアドレスに関する情報を、外国証券情報の全部又はその一部とみなすことができる。

一　当該公表情報が法令若しくは当該有価証券の発行に係る外国の法令（これに相当する国際機関の定める規則を含む。）又は当該有価証券が上場されている金融商品取引所若しくは指定外国金融商品取引所の規則に基づいて公表されていること（当該有価証券が令第二条の十二の三第一号から第三号までに掲げる有価証券である場合を除く。）。

［二・三　同上］

（外国証券情報の提供又は公表を要しない場合）

第十三条　法第二十七条の三十二の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときとする。

［一・二　略］

三　売出し外国証券が令第二条の十二の二第一号から第三号までに掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券にあっては、外国の政府又は外国の地方公共団体が当該有価証券の元本の償還及び利息の支払について保証をしているものに限る。）であって、当該売出し外国証券の外国証券売出しを行おうとする金融商品取引業者等が当該売出し外国証券又は当該売出し外国証券の発行者が発行する当該売出し外国証券と同じ種類の他の有価証券の売買が二以上の金融商品取引業者等により継続して行われ、又は行うこととされていることを認可金融商品取引業協会（金融庁長官が指定する一の認可金融商品取引業協会に限る。）の規則で定めるところにより、確認することができる場合

四　［略］

（有価証券の保管を委託している者に準ずる者）

第十四条　法第二十七条の三十二の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

［一～三　略］

（投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合）

第十三条　［同上］

［一・二　同上］

三　売出し外国証券が令第二条の十二の三第一号から第三号までに掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券にあっては、外国の政府又は外国の地方公共団体が当該有価証券の元本の償還及び利息の支払について保証をしているものに限る。）であって、当該売出し外国証券の外国証券売出しを行おうとする金融商品取引業者等が当該売出し外国証券又は当該売出し外国証券の発行者が発行する当該売出し外国証券と同じ種類の他の有価証券の売買が二以上の金融商品取引業者等により継続して行われ、又は行うこととされていることを認可金融商品取引業協会（金融庁長官が指定する一の認可金融商品取引業協会に限る。）の規則で定めるところにより、確認することができる場合

四　［同上］

（有価証券の保管を委託している者に準ずる者）

第十四条　法第二十七条の三十二の二第二項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

［一～三　同上］

（投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合）

第十五条　法第二十七条の三十二の二第二項に規定する重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一・二　略］

２　前項各号に掲げる場合に該当する場合における法第二十七条の三十二の二第二項の規定により提供し、又は公表する外国証券情報については、第十二条第一項に規定する情報に代えて、次に掲げる情報とすることができる。

［一～三　略］

（投資者保護に欠けることがないものとして認められる場合）

第十六条　法第二十七条の三十二の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該有価証券に関して開示が行われている場合に該当する場合

［二・三　略］

別表（第十二条関係）

有価証券	情報
令第二条の十二の	
１　［略］	

第十五条　法第二十七条の三十二の二第二項に規定する重要な影響を及ぼす事実が発生した場合として内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

［一・二　同上］

２　前項各号に掲げる場合に該当する場合における法第二十七条の三十二の二第二項の規定により提供し、又は公表する外国証券情報については、第十二条第一項に規定する情報に代えて、次の各号に掲げる情報とすることができる。

［一～三　同上］

（投資者保護に欠けることがないものとして認められる場合）

第十六条　法第二十七条の三十二の二第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　当該有価証券に関して開示が行われている場合（法第四条第七項に規定する開示が行われている場合に該当する場合をいう。）に該当する場合

［二・三　同上］

別表（第十二条関係）

有価証券	情報
令第二条の十二の	
１　［同上］	

二第一号に掲げる有価証券	2　証券情報 (1)　［略］ (2)　発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所（令第二条の十二の二第四号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。以下同じ。）） ［(3)～(11)　略］ 3　［略］	［1～3　略］	令第二条の十二の二第二号に掲げる有価証券	令第二条の十二の
令第二条の十二の二第三号に掲げる有価証券	［1～3　略］			
令第二条の十二の二第四号に掲げる有価証券	［1～3　略］			
令第二条の十二の	［1～3　略］			

三第一号に掲げる有価証券	2　［同上］ (1)　［同上］ (2)　発行地及び上場・非上場の区分（上場している場合は上場している外国の金融商品取引所（令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所をいう。以下同じ。）） ［(3)～(11)　同上］ 3　［同上］	［1～3　同上］	令第二条の十二の三第二号に掲げる有価証券	令第二条の十二の
令第二条の十二の三第三号に掲げる有価証券	［1～3　同上］			
令第二条の十二の三第四号に掲げる有価証券	［1～3　同上］			
令第二条の十二の	［1～3　同上］			

二第五号に掲げる有価証券		令第二条の十二の二第六号に掲げる有価証券	1　発行者情報 ［(1)～(6)　略］ (7)　保証を行っている親会社（令第二条の十二の二第六号ロに規定する親会社をいう。）に関する情報に関する次に掲げる事項 ［イ～ヘ　略］ ［2・3　略］	令第二条の十二の二第七号に掲げる有価証券 ［1～3　略］
				令第二条の十二の二第八号に掲げる有価証券 ［1～3　略］
				令第二条の十二の二第九号に掲げる有価証券 ［1～3　略］

三第五号に掲げる有価証券		令第二条の十二の三第六号に掲げる有価証券	1　［同上］ ［(1)～(6)　同上］ (7)　保証を行っている親会社（令第二条の十二の三第六号に規定する親会社をいう。）に関する情報に関する次に掲げる事項 ［イ～ヘ　同上］ ［2・3　同上］	令第二条の十二の三第七号に掲げる有価証券 ［1～3　同上］
				令第二条の十二の三第八号に掲げる有価証券 ［1～3　同上］
				令第二条の十二の三第九号に掲げる有価証券 ［1～3　同上］

令第二条の十二の二第十号に掲げる有価証券	［1～3　略］
令第二条の十二の三第十号に掲げる有価証券	［1～3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○　金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定申請書の添付書類） 第六条　［略］ ２　［略］ ３　法第百五十六条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　申請者の総株主等の議決権（法第二十六条の二十七第二項に規定する総株主等の議決権をいう。次号及び第十四条第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面 ［二～九　略］	（指定申請書の添付書類） 第六条　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ 一　申請者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。次号及び第十四条第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面 ［二～九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定申請書の添付書類） 第十二条　法第百五十六条の六十八第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　法第百五十六条の六十七第一項の規定による指定を受けようとする者（次号及び第八号において「申請者」という。）の総株主等の議決権（法第二十六条の二十七第二項に規定する総株主等の議決権をいう。次号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面 ［二～九　略］	（指定申請書の添付書類） 第十二条　［同上］ 一　法第百五十六条の六十七第一項の規定による指定を受けようとする者（次号及び第八号において「申請者」という。）の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。次号において同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面 ［二～九　同上］

（日本産業規格Ａ４） 別紙様式（第二十一条関係） 業務及び財産に関する報告書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） 金融庁長官　殿 提出者　住　所 商号又は名称 代表者の氏名 （記載上の注意） ［略］ ［１・２　略］ ３　主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等 ［表略］ （記載上の注意） １　「主要議決権所有者」とは、取引情報蓄積機関の総株主等の議決権（法第26条の27第２項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の10以上の議決権を保有している者をいい、「親法人」とは取引情報蓄積機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいい、「子法人」とは取引情報蓄積機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。 ２　［略］ ［４～９　略］	（日本産業規格Ａ４） 別紙様式（第二十一条関係） 業務及び財産に関する報告書 第　期（　年　月　日から 年　月　日まで） 金融庁長官　殿 提出者　住　所 商号又は名称 代表者の氏名 （記載上の注意） ［同左］ ［１・２　同左］ ３　［同左］ ［同左］ （記載上の注意） １　「主要議決権所有者」とは、取引情報蓄積機関の総株主等の議決権（法第29条の４第２項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の10以上の議決権を保有している者をいい、「親法人」とは取引情報蓄積機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいい、「子法人」とは取引情報蓄積機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。 ２　［同左］ ［４～９　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（氏名等の公表方法） 第一条　金融庁長官、証券取引等監視委員会又は財務局長若しくは財務支局長は、金融商品取引法（次条において「法」という。）第百九十三条の規定に基づき、法令違反行為（同条に規定する法令違反行為をいう。以下同じ。）を行った者の氏名その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 （意見を述べる機会の供与） 第二条　金融庁長官は、法第百七十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認める場合において、法第百九十三条の規定に基づき、当該事実に係る法令違反行為を行った者の氏名を一般に公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令違反行為を行った者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。	（氏名等の公表方法） 第一条　金融庁長官、証券取引等監視委員会又は財務局長若しくは財務支局長は、金融商品取引法（次条において「法」という。）第百九十二条の二の規定に基づき、法令違反行為（同条に規定する法令違反行為をいう。以下同じ。）を行った者の氏名その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 （意見を述べる機会の供与） 第二条　金融庁長官は、法第百七十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認める場合において、法第百九十二条の二の規定に基づき、当該事実に係る法令違反行為を行った者の氏名を一般に公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令違反行為を行った者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

○　金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第五十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（売買等に当たらないもの） 第三条　法第二十七条の三十六第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、取引関係者（上場会社等若しくは上場投資法人等の資産運用会社又はこれらの役員等が、その業務に関して、取引関係者に、重要情報を伝達（同項に規定する伝達をいう。第十条第二号イを除き、以下同じ。）した場合における、当該取引関係者に限る。）が、当該重要情報が公表される前に行う行為のうち、次の各号のいずれかに該当する行為であって、当該取引関係者が当該行為を行ったとしても上場会社等に関する情報の開示に対する投資者の信頼を損なうおそれが少ないものとする。 ［一～四　略］ （重要情報の公表の方法） 第十条　法第二十七条の三十六第一項から第三項までの規定により重要情報を公表しようとする上場会社等は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 ［一～三　略］ 四　上場会社等であってその発行する令第十四条の十六各号に掲げ	（売買等に当たらないもの） 第三条　法第二十七条の三十六第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、取引関係者（上場会社等若しくは上場投資法人等の資産運用会社又はこれらの役員等が、その業務に関して、取引関係者に、重要情報を伝達（法第二十七条の三十六第一項に規定する伝達をいう。第十条第二号イを除き、以下同じ。）した場合における、当該取引関係者に限る。）が、当該重要情報が公表される前に行う行為のうち、次の各号のいずれかに該当する行為であって、当該取引関係者が当該行為を行ったとしても上場会社等に関する情報の開示に対する投資者の信頼を損なうおそれが少ないものとする。 ［一～四　同上］ （重要情報の公表の方法） 第十条　［同上］ ［一～三　同上］ 四　上場会社等であってその発行する令第十四条の十六各号に掲げ

る有価証券が全て特定投資家等向け有価証券（法第四条第三項に規定する特定投資家等向け有価証券をいう。）である者の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社が、重要情報を当該金融商品取引所に通知する方法（当該通知された重要情報が、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供された場合に限る。） 五　［略］	る有価証券が全て特定投資家向け有価証券（法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。）である者の発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社が、重要情報を当該金融商品取引所に通知する方法（当該通知された重要情報が、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供された場合に限る。） 五　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則） 第九十七条　その締結の媒介を行う特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く。以下この項において同じ。）が、商品ファンド関連受益権の売買その他の取引（第三十号及び次項並びに第百三条において「商品ファンド関連取引」という。）に係るものである場合における準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項の規定にかかわらず、第九十五条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。 ［一～二十九　略］ 三十　元本の追加運用をすることができる商品ファンドに追加運用するための商品ファンド関連取引に係る特定金融サービス契約の締結の媒介を行う場合にあっては、次に掲げる事項 ［イ・ロ　略］ ハ　当該勧誘の開始日が属する月の前々月末日において終了している直近十計算期間の各計算期間における募集、私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）、	（商品ファンド関連取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則） 第九十七条　［同上］ ［一～二十九　同上］ 三十　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　当該勧誘の開始日が属する月の前々月末日において終了している直近十計算期間の各計算期間における募集、私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）、

売出し又は特定投資家等向け売付け勧誘等（同条第六項に規定する特定投資家等向け売付け勧誘等をいう。）の金額、解約金額及び償還金額

［ニ～ヘ　略］

［2～4　略］

（有価証券等仲介業務に関する禁止行為）

第百十一条　その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～十　略］

十一　金融サービス仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、当該金融サービス仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報（外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（次に掲げる場合において行うものを除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客

売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等（同条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。）の金額、解約金額及び償還金額

［ニ～ヘ　同上］

［2～4　同上］

（有価証券等仲介業務に関する禁止行為）

第百十一条　［同上］

［一～十　同上］

十一　［同上］

（ニ⑴から⑷までのいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該特別の情報の当該金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）における当該特別の情報及び当該親法人等又は子法人等が事前に当該顧客の書面又は電磁的記録による同意を得て提供したものを除く。）を利用して有価証券の売買その他の取引を勧誘する行為

［イ～ハ　略］

ニ　当該金融サービス仲介業者又は当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客（次のいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該特別の情報の当該親法人等若しくは子法人等又は当該金融サービス仲介業者若しくはその役員若しくは使用人への提供を停止することとしている場合であって、その旨について、あらかじめ、当該顧客が容易に知り得る状態に置いているとき（その求めがある場合を除く。）。

⑴　［略］

⑵　金融商品取引所にその発行する株式を上場しようとする株式会社（その上場に関する基準に適合するために必要な助言を受けることを内容とする契約又は金融商品取引法第二十六条の三の規定に準じて公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることを内容とする契約を締結しているものに限る。）及びその子会社等

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

⑴　［同上］

⑵　金融商品取引所にその発行する株式を上場しようとする株式会社（その上場に関する基準に適合するために必要な助言を受けることを内容とする契約又は金融商品取引法第百九十三条の二の規定に準じて公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることを内容とする契約を締結しているものに限る。）及びその子会社等

［(3)・(4)　略］ ［十二～二十七　略］ ［2・3　略］	［(3)・(4)　同上］ ［十二～二十七　同上］ ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	